

# 仕 様 書

「奈良県総合医療センター年報2017」の  
印刷製本

平成29年6月

奈良県総合医療センター 経営企画室

# 「奈良県総合医療センター一年報2017」 仕様書

- 1 作成目的 県内外の他病院や県民の方を対象に、医療センターの概要や業績内容等を広く発信する年報を印刷する。
- 2 発行部数 1, 650部  
体裁 A4版 300ページ程度
- 3 紙質等  
表紙：アートポスト<125> 4/1印刷(オフセット印刷)  
本文：上質紙<35> 1/1印刷 A4 300ページ程度(オフセット印刷)  
トビラ：色上質<厚口> 1/0印刷 8枚  
見返し：上質<厚口>  
WEB用PDF(全体、章ごとの2種類：CD-R納品2部)  
※デザイン、レイアウト等の著作権は全て奈良県総合医療センターに帰属するものとし、納品と同時に、作成したaiデータ等を全て提出するものとする。
- 4 原稿 データ(テキストデータ)は、ワード、エクセル、一太郎、JPEG等(レイアウトは調整してください。手書き修正指示があります。)
- 5 発送 別途提供する発送先一覧に基づき、送付文と共に直送する。(発送用封筒は、角2のものを必要数支給します。)
  - ・発送先一覧(1,500件) エクセル
  - ・送付文 (A4) ワード
- 6 校正 3回
- 7 発注課 奈良県総合医療センター経営企画室(0742-46-6001)
- 8 納入期限 平成29年12月28日
- 9 納入場所 奈良県総合医療センター経営企画室及び奈良県総合医療センターの指定する配布先
- 10 協議 この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項細部の業務内容については、その都度、甲乙協議する。
- 11 個人情報 本契約にかかる印刷物の業務を処理するために知り得た個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (取扱状況についての指示)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告、資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。